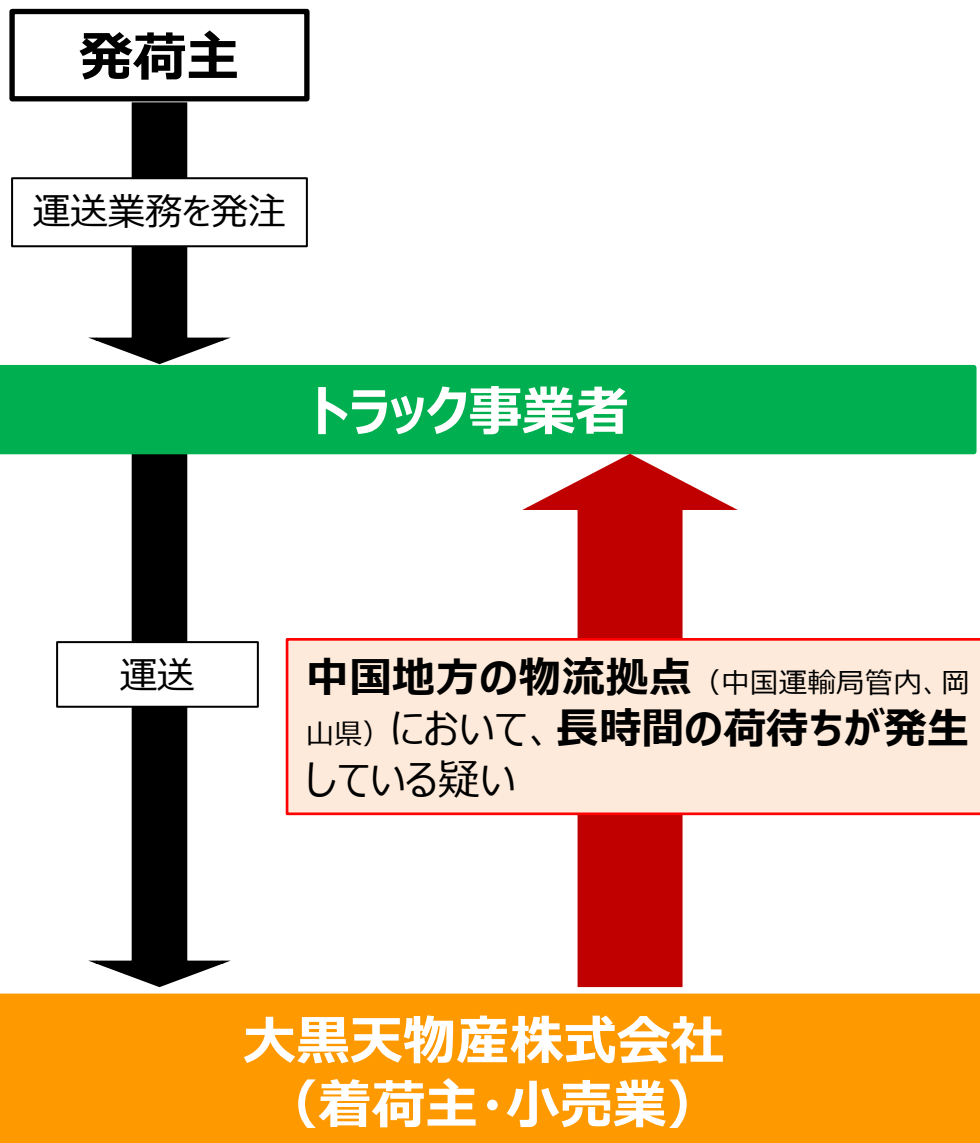


大黒天物産株式会社に対する「勧告」(概要)



要請 (R5.9)

- トラック事業者に対し**長時間の荷待ち**をさせている疑いがあることから、**違反原因行為の是正を要請**
- 要請後、**改善計画を提出**し、同計画に基づく取組により**一定の改善を確認**

- トラック・物流Gメンによる改善状況のヒアリング
- トラック事業者への全数調査 等

勧告 (R7.12.23)

- 依然として違反原因行為に係る情報が相当数寄せられたことを踏まえ、**要請後もなお違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認め、違反原因行為をしないよう勧告し、その旨公表**
- **違反原因行為の早急な是正**を促すとともに、**改善計画の提出**を指示

※勧告後の対応

- 大黒天物産株式会社が**改善計画を提出(R8.3)**
- 今後の取組状況については、**トラック・物流Gメンによるヒアリングや現地訪問等**を通じて**フォローアップ継続**
- **改善が図られない場合**、更なる法的措置の実施を含め、**厳正に対処**

<参考> 貨物自動車運送事業法附則第1条の2第4項

国土交通大臣は、当分の間、前項の規定による要請を受けた荷主がなお違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、当該荷主に対し、違反原因行為をしないよう勧告することができる。